

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

静岡県森町長

公表日

令和7年5月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、予防接種事務の報告等の事務を行う。 ①予防接種の実施及び接種履歴に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務 ⑦予防接種による健康被害救済に係る事務 ⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。 予防接種法及び行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能含む。)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14、126項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の2、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 25、26、153、154項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 25、27、28、29、153、154項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 437-0293 静岡県周知郡森町森2101-1 森町役場 総務課 行政係 電話:0538-85-6300 ファックス:0538-85-5259 E-mail:soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 437-0215 静岡県周知郡森町森50-1 森町役場 健康こども課 健康づくり係 電話:0538-85-6330 ファックス:0538-86-6301 E-mail:k-kodomo@town.shizuoka-mori.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	〔 500人未満 〕 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	〔 発生なし 〕 <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守。入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	当該システムへのアクセスが可能な職員は、人事異動に併せて、設定と解除を行い、併せて端末自体へのログインも制限して、不正アクセスができないように徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I-4②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
平成29年7月28日	I-5①	保健福祉課保健スタッフ	保健福祉課保健係	事後	
平成29年7月28日	I-5②	保健福祉課長 村松 富夫	保健福祉課長 村松 成弘	事後	
平成29年7月28日	I-8	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1	事後	
平成29年7月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	I-5②	保健福祉課長 村松 成弘	保健福祉課長	事後	
令和1年6月21日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和2年6月5日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	I-4②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年8月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	I-1②	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、予防接種により住民全体の免疫水準を	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、予防接種により住民全体の免疫水準を	事後	新型コロナ感染症対策に係る予防接種事務の追加
令和3年8月2日	I-1③	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	事後	新型コロナ感染症対策に係る予防接種事務の追加
令和3年8月2日	I-2	乳幼児管理ファイル	予防接種管理ファイル	事後	新型コロナ感染症対策に係る予防接種事務の追加
令和3年8月2日	I-3	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項	事後	新型コロナ感染症対策に係る予防接種事務の追加
令和3年12月9日	I-3②	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種におけるワクチン接種	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワ
令和3年12月10日	II-1 評価対象の事務の人数は何	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事前	新型コロナワクチン接種者数増加による対象者数変更
令和3年12月10日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事前	
令和3年12月23日	I-4②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和4年4月1日	I-5①部署	保健福祉課 保健係	健康こども課	事後	
令和4年4月1日	I-5②所属長の役職名	保健福祉課長	健康こども課長	事後	
令和4年4月1日	I-8連絡先	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1	事後	
令和4年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和4年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和4年4月25日	I-1③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	事前	接種記録システムコンビニ交付に伴う改修
令和4年10月6日	I-3	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項	事前	公金受取口座を活用した公金給付に向けた対応
令和5年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和5年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和7年5月2日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14、126項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	
令和7年5月2日	I-4 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16-2、16-3 (別表第二における情報照会の根拠) 16-2、17、18、19の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報照会の根拠)第12条の2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 25、26、153、154項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 25、27、28、29、153、154項	事後	
令和7年5月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	VI-8 入手を介在させる作業	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和7年5月2日	VI-11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加